

控

25.2.28 控訴

平成 25 年 2 月 15 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成 23 年(仮)第 25 号 教育振興費補助金支出取消等請求事件

口頭弁論終結の日 平成 24 年 12 月 21 日

判

決

福岡市中央区 [REDACTED]

原

告

福岡県春日市 [REDACTED]

原

告

北九州市 [REDACTED]

原

告

福岡県筑紫野市 [REDACTED]

原

告

福岡市東区 [REDACTED]

原

告

福岡県直方市 [REDACTED]

原

告

福岡県糟屋郡粕屋町 [REDACTED]

原

告

福岡県八女市 [REDACTED]

原

告

福岡県遠賀郡岡垣町 [REDACTED]

原

告

福岡市中央区 [REDACTED]

原

告

福岡県糟屋郡篠栗町 [REDACTED]

原

告

福岡市早良区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡県久留米市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡市南区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡市早良区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡市南区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡市西区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡県糸島市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

福岡市中央区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

被 告

福 岡 県

同 代 表 者 知 事

小 川 洋

處 分 行 政 庁

福 岡 県 知 事

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

被 告

福 岡 県 知 事 小 川 洋

被 告 ら 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

同

同

同

同

同

主

文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

- 1 福岡県知事が学校法人福岡朝鮮学園に対して平成22年3月31日にした800万円の補助金交付決定を取り消す。
- 2 被告福岡県知事小川洋は学校法人福岡朝鮮学園に対し678万3000円を請求せよ。

##### 第2 事案の概要等

###### 1 事案の概要

本件は、福岡県知事が、学校法人福岡朝鮮学園に対し、平成22年3月31日、教育振興費補助金として800万円の補助金交付決定をしたところ、原告らは、その補助金の交付が教育基本法14条2項、憲法89条、拉致問題その

他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権侵害対処法」という。）2条及び3条に違反すると主張し、地方自治法242条の2第1項2号に基づき、上記補助金交付決定の取消しを求めるとともに、同項4号に基づき、被告福岡県知事小川洋に対し、同朝鮮学園に対して上記800万円のうち既に返還された額を除いた残額である678万3000円の返還を請求することを求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実又は各項末尾記載の証拠により認められる事実）

- (1) 原告らは、いずれも福岡県の住民である。（争いのない事実）
- (2) 学校法人福岡朝鮮学園（「以下「本件朝鮮学園」という。」）は、私立学校法64条4項の「各種学校の設置のみを目的とする法人」として、昭和39年8月26日、福岡県知事から設立の認可を受け、学校教育法134条1項の「学校教育に類する教育を行う」「各種学校」である九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校、福岡朝鮮初級学校を設置する学校法人である。（甲1）
- (3) 被告福岡県知事は、平成22年3月31日、私立学校法59条、私立学校振興助成法16条、同法10条、福岡県補助金等交付規則4条、福岡県私立外国人学校教育振興費補助金交付要綱に基づき、本件朝鮮学園に対し福岡県私立外国人学校教育振興費補助金として800万円を支出する決定（以下「本件支出負担行為」という。）をし、同年5月26日、同額を支出した。（争いのない事実、乙1、2）
- (4) 原告らは、平成23年2月28日、福岡県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件支出負担行為の取消し及び本件朝鮮学園に800万円の返還請求をすることを求める措置請求をしたところ、福岡県監査委員は、同年4月25日、原告らの上記請求を棄却した。（争いのない事実）
- (5) 原告らは、平成23年5月20日、本件訴訟を福岡地方裁判所に対して提起した。（顕著な事実）

### 3 関係法令の定め

(1) 学校教育法上、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とされている（同法1条）。

また、同法1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、各種学校とされている（同法134条1項）。

同法上、各種学校については、学校の設置廃止、設置者の変更等について都道府県知事の許可が必要とされ（同法134条2項、4条1項前段），また、校長及び教員の配置及び欠格事由が規定され（同法134条2項、7条、9条），さらに、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により都道府県知事がした命令に違反したとき、又は、6か月以上授業を行わなかったときは、都道府県知事は各種学校の閉鎖を命ずることができる（同法134条2項、13条1項）とされている。また、各種学校に必要とされる事項として、同法134条3項に基づく各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）において、修業期間、授業時数、施設、設備等が規定されている。

(2) 私立学校法は、専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）を設立することができる旨定めている（同法64条4項）。

準学校法人は、学校の設立、寄附行為の変更について所轄庁の認可が必要とされ（同法64条5項、31条、45条），法人役員の定数が法定され、その選任に関して制限が設けられている（同法64条5項、35条、38条）。

また、準学校法人が、法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合において、他の方法により目的を達することができない場合には、所轄庁は解散を命ずることができるとされている（同法64条5項、62条）。

(3) 私立学校振興助成法10条は、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他

の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる旨定めており、同条は、準学校法人に準用されている（同法16条）。

また、同法12条は、所轄庁は、助成を受ける学校法人について、次の各権限を有する旨定めており、同条は、準学校法人に準用されている（同法16条）。

ア 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

イ 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

ウ 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

エ 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(4) 私立学校法及び私立学校振興助成法上、準学校法人の所轄庁は都道府県知事とされている（私立学校法4条4号、私立学校振興助成法2条4項）。

(5) 教育基本法は、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない旨定めている（同法14条2項）。

#### 4 爭点

(1) 本件支出負担行為の教育基本法14条2項違反の有無

ア 原告らの主張

本件朝鮮学園は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしており、このような教育に対する公金支出は、

公権力による政治教育に対する加担を意味し、公権力と政治教育との結びつきを禁じた教育基本法14条2項の理念に反する。

#### イ 被告らの主張

本件朝鮮学園の設置する学校は、学校教育法134条1項の「各種学校」に該当し、教育基本法14条2項の適用を受けないのだから、原告らの主張は失当である。

#### (2) 本件支出負担行為の憲法89条後段違反の有無

##### ア 原告らの主張

(ア) 本件支出負担行為は、本件朝鮮学園の教育の実態に照らすと、そもそも憲法89条後段の「教育」事業への公金支出とはいえず、仮に教育事業への公金支出であるとしても、公の支配に属さない教育事業であるから、これに対し公金を支出することは、憲法89条後段に反する。

(イ) 本件支出負担行為は、「教育」事業への公金支出といえないことについて

本件朝鮮学園における教育の実態は、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）を支配する朝鮮労働党の主張する歴史認識及び政治的見解をすべてそのまま生徒に教え込み、生徒がその立場で行動することを強いるものであり、その政治的見解は、日本政府に敵対するものである。

このような教育内容に鑑みれば、本件朝鮮学園は、北朝鮮の政治機関に過ぎず、かかる政治機関への公金支出は、そもそも、「教育」事業への支出とはいえず、教育の美名に隠れた公金の濫用そのものであって、憲法89条後段の禁止するところであるというべきである。

(ウ) 本件朝鮮学園の教育事業が、公の支配に属しないことについて  
仮に、本件支出負担行為が、教育事業への公金支出であるとしても、以下の点から、本件朝鮮学園の教育事業は、公の支配に属さないという

べきである。

a 本件朝鮮学園の教育事業の目的は、日本に対して敵対的な姿勢を示す北朝鮮及び在日本朝鮮人総聯合会（以下、「朝鮮総連」といい、北朝鮮と併せて「北朝鮮等」という。）に貢献する人材の育成であって、日本国の公の利益に沿うものとは言い難い。

また、本件朝鮮学園の教育事業の内容は、北朝鮮を支配する朝鮮労働党が主張する日本政府に敵対する内容の歴史的認識及び政治的見解をそのまま生徒に教えるというものであって、日本における公教育に適合しているとはいえない。

b また、本件朝鮮学園の実態は、北朝鮮直属の政治機関であり、朝鮮総連と事実上一体の政治組織であって、学校運営、教育人事、教育内容等すべてが朝鮮総連の指揮下にある状況である。

c そして、以上のような状況であるにもかかわらず、法令上、これを是正する途が確保されておらず、本件朝鮮学園の事業が公の支配に属さないことは明らかである。

d これに対し、被告らは、本件朝鮮学園が、私立学校法、私立学校振興助成法等の教育関係法規によって規制を受けていること、所轄庁である福岡県知事がこれらの権限を行使することで、本件朝鮮学園の事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し、公の財産が濫費されることを防止しようと主張する。

しかし、本件朝鮮学園は、「各種学校」に該当し、教育基本法14条2項にいう「法律に定める学校」に該当しないので、政治教育その他政治活動が行われても、それが故意に法令に違反するようなものでない限り、それに対する是正手段が存在しない。

したがって、本件朝鮮学園が、明らかに公の利益に沿わない教育内容を実施しているにもかかわらず、被告らは、これを是正する手段が

ないといわざるを得ない。

e 以上から、本件朝鮮学園の教育事業は、公の支配に属さない以上、本件支出負担行為は、憲法89条後段に違反するものである。

#### イ 被告らの主張

(ア) 本件朝鮮学園の教育事業は、憲法89条後段にいう「公の支配」に属するものであることは明らかである。

(イ) そもそも、原告らが問題としているのは、本件朝鮮学園の教育内容が公の利益に沿わない場合における是正手段の有無であるが、憲法89条後段の「公の支配」が及んでいるか否かについては、「公の権力が事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうるか否か」によって判断すべきである。

(ウ) そして、本件朝鮮学園は、関係法令の定めにより、準学校法人として、私立学校法、私立学校振興助成法上の各種規制を受け、さらに、各種学校として、学校教育法上の規制を受けるのだから、福岡県知事は、本件朝鮮学園に対して、各種の監督権限を有しているというべきであって、本件朝鮮学園の教育事業が公の利益に沿わない場合には、これを是正する途を有しているのであり、本件朝鮮学園の教育事業は憲法89条後段の「公の支配」に属する。

したがって、本件支出負担行為は、憲法89条後段に反さない。

(3) 本件支出負担行為の北朝鮮人権侵害対処法2条及び3条違反の有無

#### ア 原告らの主張

本件朝鮮学園における歴史教育は、北朝鮮の拉致問題を無視したものであって、本件朝鮮学園と北朝鮮の一体性に鑑みれば、本件朝鮮学園に対して補助金を交付する行為は、北朝鮮が行った拉致問題の解決に資さない行為であって、北朝鮮人権侵害対処法が定める国及び地方公共団体の拉致問

題解決に関する最大限の努力義務に違反するものである。よって、本件支出負担行為は、北朝鮮人権侵害問題対処法2条及び3条に違反する。

#### イ 被告らの主張

被告福岡県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、講演会や写真・パネル展の開催などの積極的な啓発に努めている。

また、北朝鮮人権侵害対処法2条は、拉致問題に関する国の責務を定めたものであって、被告らの責務を定めたものではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（本件支出負担行為の教育基本法14条2項違反の有無）について

(1) 原告らは、本件朝鮮学園は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしているところ、このような教育に対する公金支出は、公権力による政治教育に対する加担を意味し、公権力と政治教育との結びつきを禁じた教育基本法14条2項の理念に反すると主張する。

(2) しかし、本件朝鮮学園の設置する学校は、学校教育法134条の「各種学校」に該当し、学校教育法上の「学校」（同法1条）ではないため、教育基本法14条2項の「法律に定める学校」に該当しないのだから、教育基本法14条2項の適用を受けない。

そして、各種学校が、教育基本法14条2項の適用を受けないものとされていることからすると、本件朝鮮学園の設置する各種学校が政治教育その他の政治的活動をすることは法律上許容されているというべきであり、他方、各種学校に対して、補助金を交付することもまた、前記関係法令の定めのとおり、法律上許容されているのだから、本件朝鮮学園の設置する学校が行う教育事業に対して公金を支出することが、教育基本法14条2項の理念に反するとはいえない。

(3) よって、本件支出負担行為が、教育基本法14条2項に違反するとはいえない。

2 爭点(2)（本件支出負担行為の憲法89条後段違反の有無）について

- (1) 私立学校の教育事業に対する公的助成は、その教育事業が憲法89条後段の規定する「公の支配」に属することを要するが、その程度は、国、地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、同事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるというべきである（東京高等裁判所平成2年1月29日判決参照）。
- (2) 原告らは、同判決が、この公の支配の具体的な方法として、「当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない」と判示したことをもって、当該教育事業に「公の支配」が及んでいるかどうかを判断するためには、事業の目的、事業の内容、事業の運営形態等を具体的に審査する必要があり、その上で、公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保されていることを必要としたものであって、これらの要件をクリアできないのであれば、公権力による人事、予算等についての直接関与がない限り、「公の支配」が及んでいるとはいえないとしたものと考えるべきであると解釈した上で、上記第2の4(2)アのどおり、本件朝鮮学園の教育事業は、その目的、内容、運営形態等に照らして、およそ公教育の名に値せず、わが国の公の利益の利益に沿わないにもかかわらず、これを是正しうる手段はなく、公権力による人事、予算等についての直接関与もされていないから、「公の支配」に属していない旨主張し、これに沿う内容の意見書（甲55）を提出している。
- (3) しかし、憲法89条後段の趣旨は、「第7章 財政」に規定されていることからも、慈善、教育又は博愛の事業については、公的な財政援助を与える意義、現実的な必要性がある反面、その目的の公共性の故に公費が濫用されるおそれがあり、これを防止する必要があることから、この両者の調和を図

って設けられたものと解するのが相当であり、同条後段の解釈は、原告らも主張するように、「公費濫用防止」の観点から行うのが相当であると解される。そうすると、私立学校の教育事業が「公の支配」に属するか否かは、公の財産が濫費されることを防止できるような公的規制のシステムが構築されているか否かという観点から判断すれば足り、その教育内容等に介入してこれを是正できる途が確保されているか否かという観点までは必要ではないと解される。

(4) このような観点から検討すると、前記前提事実及び関係法令の定めによれば、本件朝鮮学園の設置する学校は、学校教育法134条1項の各種学校として、学校の設置廃止、設置者の変更等について、被告福岡県知事の許可が必要とされ（同法134条2項、4条1項）、また、校長及び教員の配置及び欠格事由が規定され（同法134条2項、7条、9条）、また、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により被告福岡県知事がした命令に違反したとき、又は、6か月以上授業を行わなかつたときは、被告福岡県知事は、本件朝鮮学園の設置する学校の閉鎖を命ずることができる（同法134条2項、13条1項）。また、本件朝鮮学園の設置する学校は、各種学校として、同法134条3項に基づく各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）において、修業期間、授業時数、施設、設備等についての一定の規制を受けている。

また、本件朝鮮学園は、準学校法人として、学校の設立、寄附行為の変更、合併について被告福岡県知事の認可が必要とされ（同法64条5項、31条、45条）；法人役員の定数が法定され、その選任に関して制限を受けている（同法64条5項、35条、38条）。また、本件朝鮮学園が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合において、他の方法により目的を達することができない場合には、被告福岡県知事は、本件朝鮮学園の解散を命ずることができる（同法64条5項、62条）。

さらに、福岡県知事は、本件支出負担行為に基づき助成を受ける本件朝鮮学園に対して、業務若しくは会計の状況に関する報告徵収、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学させた場合は正命令、本件朝鮮学園の予算が助成の目的に照らして不適当と認める場合の変更勧告、本件朝鮮学園の役員が法令の規定、法令の規定に基づく福岡県知事の処分又は寄附行為に違反した場合の当該役員の解職勧告をすることができる。

(5) このように、本件朝鮮学園及び同学園が設置する学校が行う教育事業は、学校教育法、私立学校法、私立振興助成法上の各種の規制を受けているというべきであって、同事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止できるものと認められるのだから、憲法89条後段にいう「公の支配」に属すると解される。

なお、原告らは、本件朝鮮学園の事業が憲法89条後段の「教育」事業に該当しないと主張するが、本件各証拠（甲1、15、16の1・2、17の1・2、18の1・2）によれば、本件朝鮮学園が、その所属する学生に対し、一定の教育を施していることは明らかであり、本件朝鮮学園の事業は、「教育」事業に該当するというべきであって、これを覆すに足る証拠は認められないで、原告らの上記主張は採用できない。

### 3 爭点(3)(本件支出負担行為の北朝鮮人権侵害対処法2条及び3条違反の有無)について

原告らは、本件支出負担行為が、北朝鮮人権侵害対処法2条及び3条に反すると主張するが、2条及び3条はいずれも国又は地方公共団体の努力義務を定めた規定であるから、本件支出負担行為の違法性の有無を左右するものとはいえない。よって、原告らの上記主張は採用することはできない。

### 4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 平 田 豊

裁判官 片 濱 亮

裁判官 大 野 崇

平成 25 年 3 月 29 日 判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 23 年傍第 23 号補助金支出決定取消等請求事件、同第 33 号共同訴訟参加事件

口頭弁論終結日 平成 25 年 2 月 8 日

判 決

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]

[REDACTED]  
同 共 同 訴 訟 參 加 人 [REDACTED]

[REDACTED]  
同 [REDACTED]

上記 7 名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

[REDACTED]  
同 [REDACTED]

[REDACTED]  
同 [REDACTED]

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

被 告 札 幌 市

(以下「被告札幌市」という。)

同 代 表 者 市 長 上 田 文 雄

同所

被

告

札幌市長上田文雄

(以下「被告札幌市長」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

### 主 文

- 1 本件訴えのうち、補助金交付決定の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 原告及び原告共同訴訟参加人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告及び原告共同訴訟参加人らの負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 請求の趣旨

- 1 被告札幌市が平成22年7月15日にした学校法人北海道朝鮮学園に対する180万円の補助金交付決定を取り消す。
- 2 被告札幌市長は、学校法人北海道朝鮮学園に対し、180万円の返還を請求せよ。

#### 第2 事案の概要

本件は、原告及び原告共同訴訟参加人らが、被告札幌市の学校法人北海道朝鮮学園に対する補助金交付決定は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反するから違憲、違法であるなどと主張して、同法242条の2第1項2号に基づき、その取消しを求るとともに、同項4号本文に基づき、被告札幌市長に対し、同学校法人に対して当該補助金に係る不当利得返還の請求をするよう求める住民訴訟である。

1 前提となる事実(争いがないか、後掲証拠等により容易に認められる事実等)

(1) 当事者等

ア 原告及び原告共同訴訟参加人ら(以下、単に「原告ら」という。)は、札幌市の住民である。

イ 学校法人北海道朝鮮学園(以下「本件法人」という。)は、昭和43年12月25日、私立学校法64条4項に基づき、各種学校の設置のみを目的として設立された法人であり、北海道朝鮮初中高級学校(以下「本件学校」という。)を設置している。

(以上につき争いがない)。

(2) 本件に至る経緯

ア 被告札幌市は、昭和62年度以降、本件法人に対し、本件学校の管理運営費に対する補助として、補助金を支出している(争いがない)。

イ 被告札幌市は、平成22年7月8日付けで本件法人からなされた補助金の交付申請に基づき、同月15日、本件法人に対し、以下のとおり補助金を交付する旨の決定(以下「本件決定」という。)をした(甲2)。

(ア) 補助目的 日朝両国民の親善に寄与し得る人材の育成のため

(イ) 補助対象事業 平成22年度の本件学校の管理運営費

(ウ) 補助対象費目 教材教具費等 1000万円

(エ) 補助対象事業費 1000万円

(オ) 補助金額 180万円

ウ 被告札幌市は、平成22年10月14日、本件法人に対し、本件決定に基づき補助金180万円(以下「本件補助金」という。)を交付した(争いがない)。

エ 原告は、平成23年3月31日、札幌市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件訴えの請求と同旨の住民監査請求を行ったが、同監査委員は、これを棄却し、同年5月17日、原告に対してその旨通知

した（争いがない）。

原告は、同年6月14日、本件訴え（平成23年~~令~~第23号補助金支出決定取消等請求事件）を提起した（記録上明らかな事実）。

才 原告共同訴訟参加人らは、平成23年6月23日、札幌市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件訴えの請求と同旨の住民監査請求を行ったが、同監査委員は、同年8月9日、これを棄却し、その頃、原告共同訴訟参加人らに対してその旨通知した（争いがない）。

原告共同訴訟参加人らは、同月26日、原告が訴えを提起した前記工の平成23年~~令~~第23号補助金支出決定取消等請求事件について、共同訴訟人として参加する旨の申出をした（記録上明らかな事実）。

## 2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件決定が抗告訴訟の対象たる行政処分（地方自治法242条の2第1項2号）に該当するかどうか、本件決定が憲法89条後段又は地方自治法232条の2に違反するかどうかであり、これらの争点に関する当事者の主張は以下のとおりである。

### （1）本件決定が抗告訴訟の対象たる行政処分に該当するかどうか

（原告らの主張）

補助金の交付決定のような非権力的な行政行為の处分性を判断するに当たっては、当該行政行為を定めた法令等や実務を総合的に検討する必要がある。

本件においては、補助金の交付手続を定めた規程として、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（以下「本件規程」という。）があるが、本件規程は、その3条1項において、補助金交付の申請書を受理したときは、当該申請書の審査、実地調査等により申請事項が法令に違反しないか等を調査し、同条2項において、調査の結果、事業の効果、従来の実績等を勘案して交付することが真に行政上実効性があり、かつ、公益上必要があると認めたときは、所定の決裁を経て交付すると定める。その上で、4条において、交付決

定を通知したときは、申請者に収支決算書と事業実績報告書の提出を義務付けている。さらに5条及び6条においては、補助対象事業の実施中及び実施終了後に調査等を義務付け、適切に実施されていない場合には決定を取り消すことを認める等、権力的な内容を規定する。

これらの規定からすれば、被告札幌市における補助金の交付に関する手続は、まず、交付を受けようとする者から申請をなさしめ、これに対し、被告札幌市が補助対象事業の目的、内容、事業実績等を調査した結果、行政上の実効性があり、公益上の必要性があると認めた場合に初めて交付決定をし、さらに、交付決定後も、事後調査の結果、これが取り消される可能性もあるというものである。

そうすると、本件決定は、単に申請者が補助金の交付を申し込み、被告札幌市がこれを承諾するというような単純な贈与契約と評価できるものではなく、被告札幌市が法令を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、これにより申請者の具体的権利を形成するものであるといえる。

したがって、本件決定が行政処分に該当することは明らかである。

(被告らの主張)

本件補助金交付の法的性質は、被告札幌市が本件法人からの申請に基づき、公益上の必要性から行う財政的援助にほかならず、行政処分たる性質を有しないのは明らかであるから、本件決定の取消しを求める訴えは不適法であつて、却下されるべきである。

(2) 本件決定が憲法89条後段に違反するかどうか

(原告らの主張)

ア 憲法89条後段は、「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育事業に対し、これを支出してはならない。」と規定しているところ、本件法人は、公の支配に属していないので、これに対する公金の支出は違憲

である。

イ 本件法人は、我が国政府、北海道知事及び札幌市長の指揮命令を受けることなく教育事業を行っており、公の利益に沿わない場合であっても、公権力によってこれを是正することができない。

すなわち、私立学校の運営はその私立学校の自主性が重んじられ（私立学校法1条）、設立認可者の知事といえども、当該学校の授業やその他の事項について是正を命ずることができないとされている（同法5条、学校教育法14条）。この規定は、私立各種学校に該当する本件学校にも適用がある（私立学校法64条）。

したがって、朝鮮学校において反日教育や拉致問題に関する事実の歪曲という日本の公益に反する教育活動が行われていても、公権力が介入して是正を命ずることはできない。

また、本件規程による報告聴取、助言指導、是正指導、返還請求の各条項は、補助金支出における公益性の確保手段を規定しているものにすぎず、本件規程の存在が公の支配を肯定する根拠となるわけではない。

そうすると、本件学校においては、教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動が行われていて公の利益に沿わない場合であるにもかかわらず、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことができず、これを是正しうる途が確保されていないのであるから、本件法人又は本件学校が公の支配に属しているといえないことは明らかである。

よって、本件決定は公の支配に属しない事業に対して公金支出を決定するものであり、違憲である。

したがって、本件決定は取り消されるべきであり、仮に、これが行政処分に該当しないとしても、地方自治法2条16項及び17項により無効となるから、被告札幌市長は、本件法人に対し、本件補助金の返還の

請求をしなければならない。

(被告らの主張)

本件法人は私立学校法64条4項及び31条により北海道知事の認可を受けて設立されたいわゆる準学校法人であり、所管庁は、本件学校に必要な報告書を提出させて運営実態を把握し、本件法人に法令違反又は所管庁の処分に対する違反があった場合には、解散を命ずることができる。また、本件学校については、所管庁は、本件学校に法令違反又は所管庁の命令に対する違反等があった場合には、閉鎖を命ずることができる。したがって、仮に本件法人又は本件学校において違法な活動が行われている場合には、私立学校法による解散命令又は学校教育法による閉鎖命令の対象とされることにより、公権力によってその是正を図ることが可能であることは明らかである。

さらに、本件規程上、本件法人及び本件学校の運営が適正に行われること及び本件補助金が補助の目的に従って使用されることを確保するための方策が講じられている。

よって、本件法人及び本件学校は、「公の支配」に属するものであることが明らかである。

(3) 本件決定が地方自治法232条の2に違反するかどうか

(原告らの主張)

ア 地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定しており、本件決定は、同条に基づき行われたものである。公益上の必要があるかどうかの判断については、裁量の余地があるが、客観的に公益上必要であると認められない場合には、裁量権の逸脱又は濫用となり、当該決定は違法となる。そして、本件補助金の支出は、以下のとおり、公益上必要がある場合に該当しないため、本件決定は違法である。

（イ）本件学校においては、朝鮮労働党の主張する政治的見解をそのまま教

え込む政治教育をし、同党の代表者としての金日成及び金正日に対する個人崇拜教育をしている。その中には、反日意識を醸成する内容が極めて多く含まれている。本件学校で用いられている歴史教科書の内容も、拉致問題や大韓航空機爆破事件など北朝鮮による国家的犯罪に関して明らかに事実に反するものがあり、金日成が拉致を認め謝罪したことや、在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総聯」という。）がかつて拉致が虚偽であると主張していたことを記載していない。

(イ) また、本件学校の生徒は、在日日本青年同盟という朝鮮総聯の下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員されている。加えて、本件学校の学校運営、教育人事、教育内容などはすべてが朝鮮総聯の指揮下にある。朝鮮総聯は、北朝鮮の在外公民組織と自称し、朝鮮労働党の工作機関統一戦線部の支配下にある政治団体であり、破壊活動防止法に基づき公安調査庁が監視を継続している団体である。さらに、朝鮮総聯は本件学校から本件補助金を吸い上げている可能性が濃厚である。

(ウ) このような特徴を有する本件法人に公金を支出することは、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮拉致問題対処法」という。）の趣旨にも反するのであるから、公益性は認めらない。

イ また、公益上の必要があるかどうかの判断については、前記アのとおり、裁量の余地があるが、重大な事実誤認が認められる場合は勿論、その判断過程において考慮すべき事項を考慮せず、判断や評価の過程に過誤がある場合にも、裁量権の逸脱又は濫用が認められ、当該決定は違法となる。

本件決定が行われた平成22年は、同年1月に成立した公立高等学校に係る授業料不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律を朝鮮学校に適用するか否かを巡って議論が沸き起こり、朝鮮学校で行われている教育内容や、北朝鮮本国・朝鮮総聯との関係等が報道で明らかにされ、高

校無償化問題だけでなく、朝鮮学校に補助金を支出することの是非について多くの議論が起きた時期であった。実際、東京都、大阪府、千葉県、北海道、神奈川県などの規模の大きな自治体が補助金の交付を一旦停止・凍結しているという状況にあった。こうした情勢からすれば、被告札幌市においては、公益上の必要性を肯定する事情だけでなく、これを否定する事情がないかも含めて、実地調査等を行うことにより積極的かつ詳細に調査する義務があったにもかかわらず（本件規程においても、補助金交付に当たり調査すべきことを要求している。），以下のとおり、公益上の必要性を否定する事実についての調査を全く怠り、安易に公益上の必要性を認める判断をし、考慮すべき事由を考慮しなかったものであって、判断過程の過誤として裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

- (ア) 本件法人が被告札幌市に提出した資料と北海道に提出した資料のうち、平成21年度収支決算書の補助金収入欄に66万1500円の齟齬があつたり、平成17年度以降北海道苫小牧市からの補助金収入が計上されていなかつたりと、本件法人が作成する収支決算書は極めて杜撰なものであったのに、これらの事実を看過している。
- (イ) 前記ア(ア)のとおり、本件学校で使用されている歴史教科書には、日本の公益に反するような内容があるが、本件決定以前に、このような情報を収集していなかつた。
- (ウ) 被告らから提出された、本件補助金の使途に係る領収証（乙15）及び領収証内訳一覧（乙16）からは、本件補助金が、そのうち少なくとも合計11万2247円が歴史教育の教材費用に充てられ、日本の公益に反する活動に用いられていたことは明らかである。被告札幌市は、本件決定に際して、過去の年度の補助金の使途について、領収書及び内訳表を収集していれば、公益上の必要性を否定する事情を認識し得たはずである。

ウ 以上によれば、本件決定は違法な処分に該当するから取り消されるべきであり、仮に、これが行政処分に該当しないとしても、地方自治法2条16項及び17項により無効となるから、被告札幌市長は、本件法人に対し、本件補助金の返還を請求しなければならない。

(被告らの主張)

ア 本件学校は、収入の大半が寄付金、補助金等の不安定な収入を中心に構成され、財政基盤が脆弱であり、また、本件補助金が本件学校の教材教具等の設備費用に充てられることにより、本件学校の運営の健全化の一助となり、ひいては、本件学校における教育の向上に資するだけではなく、本件学校がその学則1条において目的としている日朝両国民の相互理解を深め、友好親善に寄与する人材の育成をすることにつながるものと認めることができるものであった。

イ 本件補助金の交付申請書添付の補助対象経費算出調書、補助金交付申請額算出調書、事業計画書、本件学校の現況調書、予算書等の資料も、適正と認められるものであった。

ウ 被告札幌市は、平成14年10月に「札幌市国際化推進プラン」を策定し、世界の多様な文化や価値観への市民の理解を促進し、外国人にとっても暮らしやすい都市環境を整えるなど世界に開かれたまちづくりを進めるための施策を推進していたところ、本件学校の設置目的は被告札幌市の方針に合致するものと認められた。また、本件補助金の支出が、本件学校に通う子供たちが成長・発展していくための環境作りに資するものであり、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「札幌市子ども権利条例」という。）の趣旨にも合致するものであった。

エ 被告札幌市は、これらの点から、本件補助金を支出することに公益上の必要性があるものと認めたほか、本件法人に同種の補助金を支出していた北海道に対して補助金の支出状況を照会し、本件法人及び本件学校

が憲法89条の公金支出制限に違反するものではないことを確認した上で、本件決定を行ったものである。

オ 本件法人は、補助事業の執行後、被告札幌市に平成22年度収支決算書及び事業実績書を提出しているが、それによれば、本件補助金は、教材教具費234万1590円のうち学生書籍代金及び教授指導書代金計182万3413円の支払に充てられ、予定されていた補助事業に適切に使用されたことが確認されている。

カ 以上のとおり、本件補助金の支出については、公益上の必要があり、本件決定は、裁量権の範囲内において行われた適法なものである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（本件決定が抗告訴訟の対象たる行政処分に該当するかどうか）について

地方公共団体が、私人に対して補助金を交付する関係は、地方公共団体が、その優越的地位に基づき公権力を発動して私人の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、本来、資金の給付を求める私人の申込みに対する承諾という性質を有する非権力的なものであるから、その関係においては、原則として、地方自治法242条の2第1項2号所定の行政処分は存在しないものというべきである。もっとも、法令等の規定により一定の者に補助金の交付を受ける権利を与えるとともに、補助金の交付手続により行政庁に当該者の権利の存否を判断させることとした場合、又は、法令等が補助金の交付手続を定める中で、行政庁による不支給決定に対して不服申立手続を設けているような場合など、法令等が補助金の支給を申請することのできる地位に権利性を作出しているものと認められる場合には、例外として、補助金の交付に係る決定が地方自治法242条の2第1項2号所定の行政処分に該当するということができる。

これを本件についてみると、前記前提となる事実(2)イ、ウ、甲23及び弁論

の全趣旨によれば、本件決定は、本件法人からされた補助金の交付申請に対し、本件規程に基づいてなされたものであると認められるが、本件規程は、法令等の委任を受けたものではなく訓令という、被告札幌市の事務執行上の内部的規則にすぎない上、本件規程の内容をみても、被告札幌市が交付する補助金について、交付に至る調査等の手続、交付するか否かの決定の方法、交付後の効果の確認、それに伴う減額の措置等の一連の手續を定めるものにすぎず、その規定中に補助金の支給を申請する者に当該補助金の交付を受けることができる権利を認めようとの趣旨を読み取ることはできないし、もとより、不支給決定に対する不服申立てについての規定もない。そうすると、本件規程をもって、補助金の支給を申請することができる地位に権利性を作出しているものと認めるることはできない。したがって、本件決定が行政処分に該当するということはできない。

この点、原告らは、本件規程の条項を根拠に、本件決定は、被告札幌市が法令を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使である旨主張するが、原告らが指摘する本件規程の条項は、そのような手續を定めたからといって、補助金の交付を申請する者に権利性を認める趣旨であるなどと解することは到底できず、本件補助金の交付を契約（負担付贈与契約等）と解することとも何ら矛盾のないものであるから、原告らの主張は、これを採用することはできない。

したがって、本件決定は行政処分に該当しないから、本件決定の取消しを求める訴えは、不適法であり、却下を免れない。

## 2 爭点(2) (本件決定が憲法89条後段に違反するかどうか)について

私立学校の教育事業に対する公的助成は、その教育事業が憲法89条後段が規定する「公の支配」に属することを要するが、その程度は、当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、同事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止し得ること

をもって足り、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することまでを也要するものではないと解される。

そこで検討すると、前記前提となる事実(1)イのとおり、本件法人は、私立学校法64条4項に基づき設立された法人であるから、同条5項によって準用される同法62条による解散命令の対象とされ、法令違反等があった場合には、所轄庁（北海道知事）は解散を命じ得ることとなっている。また、本件学校のような各種学校については、学校教育法134条2項によって準用される同法13条1項による閉鎖命令の対象とされ、法令の規定に故意に違反した場合には、都道府県知事は閉鎖を命じ得ることとなっており、この命令に違反した場合には罰則がある（同法143条）。

また、本件規程（甲-23）においては、補助金の交付後においても、補助対象事業の実施状況の調査及び報告の聴取を行うこと、必要に応じて助言・指導を行うこと、補助対象事業が補助金交付決定の内容やそれに付された条件に従って実施されていないときは、これを改めるように指示し、同指示に従わない場合には取消し等の措置を講ずることなどが定められており、また、これを受け、本件決定においても、被告札幌市長が必要と認めたときは、地方自治法221条2項により隨時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができ、また、本件法人が補助条件（補助金の目的外使用の禁止、事業終了後の収支決算書及び事業実績報告書の作成・提出等）に違反したとき、不正行為がなされたとき、その他被告札幌市長が補助を不適当と認めたときは、補助の取消し、補助決定額の減額、又は、交付した補助金の返還を命ずることができるものとされていることが認められる（甲2）。そうすると、被告札幌市は、本件補助金の交付に当たり、本件補助金が公の利益に沿わない事業により濫費されることを防止するための具体的な措置を講じているということができる。

以上のような法律上の規定及び本件決定の内容に照らせば、本件法人の教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産

が濫費されることを防止し得るということができるから、本件法人が設置する本件学校に対しては、憲法89条後段の「公の支配」が及んでいると解される。

したがって、本件決定及びこれに基づく本件補助金の交付が憲法89条後段に違反するということはできない。

### 3 争点(3)（本件決定が地方自治法232条の2に違反するかどうか）について

(1) 地方自治法232条の2が規定する「公益上の必要性」の存否については、地方公共団体の執行機関等において、社会的、地域的事情等を総合的に考慮して、政策的に判断されるべきであって、その裁量の範囲は相当広範なものというべきであるから、裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合に限り、寄附又は補助の支出が違法となるものと解される。

以上の見地に立って、本件決定の違法性の有無について検討する。

(2) 前記前提となる事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 被告札幌市は、平成14年10月、「札幌市国際化推進プラン」を策定したが、同プランにおいては、「世界の人が住みたくなる共生都市さっぽろ」が基本目標の一つとされ、その目標を達成するため、国籍や人種、文化、宗教などの区別なく、誰もが互いを信頼し、尊重する、公正で開かれた共生交流空間であることが求められるとされ、そのためには、異文化への理解を促進するとともに、人種や歴史的・文化的背景によって不当な差別や偏見を受けることのない環境が整っていることが必要である等とされていた（乙5）。

イ 被告札幌市においては、平成20年11月7日、札幌市子ども権利条例が制定されたが、札幌市子ども権利条例においては、子どもが安心して生きることができるため、障害、民族、国籍、性別等を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないという権利が保障されなければならないこと（8条）、及び、子どもが様々な経験を通して豊かに育つことができ

るため、学ぶという権利が保障されなければならないこと（10条）などが規定されている（乙7）。

ウ 本件学校は、その学則1条において、本件学校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することを目的とする旨規定している（乙4）。

エ 本件補助金の申請に際し、本件法人が提出した平成22年度の本件学校の收支予算書によれば、収入全体のうち、本件学校の生徒の保護者等からの寄付金の占める割合が約6割となっていた（乙4）。

オ 被告札幌市が、教材教具費等を補助対象費目として本件補助金を交付したところ、本件学校は、平成22年度において、教材教具費として、本件補助金の額を上回る234万1590円を支出した（乙6、15の1・2、16の1・2）。

カ 本件学校の活動として、本件学校の生徒と我が国の学生及び日本人教師とが交流する機会が設けられており、平成22年度においても、本件学校の生徒が、我が国の学生とともに、東アジアの未来等をテーマにした討論会や、部活動の合同練習を行ったり、交換授業として、日本人教師が本件学校で授業を行ったりしたことがあった（乙8、9の1ないし8、10）。

(3)ア 以上の事実に照らせば、被告札幌市長が、本件学校の財政基盤が脆弱なものであることを前提に、本件補助金が本件学校の教材教具等の設備費用に充てられることにより、本件学校運営の健全化、教育の向上の一助となり、ひいては、本件学校が目的としている在日朝鮮人子女を日朝両国民の親善に寄与し得る人材の育成につながり、これが被告札幌市が目的としている国際化及び子供の学ぶ権利の保障にも資すると認めて、本件補助金の交付に公益上の必要性があると判断したことにつき、後述するとおり、重大な事実誤認や事実に対する明白な評価の誤りは認められないであるか

ら、裁量の逸脱又は濫用があったということはできない。

イ　原告らは、本件学校における歴史教育においては、反日感情を醸成する内容が含まれており、歴史教科書の内容も明らかに事実に反するものがあり、また、北朝鮮拉致問題対処法の趣旨も考慮すれば、本件学校の教育事業への補助に公益上の必要性が認められない旨主張する。しかしながら、原告らが主張するように、本件学校の歴史教科書に我が国の歴史認識と異なる記載があり、これが反日意識を醸成し得るものであるとしても、他方で、前記(2)ウのとおり、本件学校の設置の目的は、本件学校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することにあり、本件学校の運営の実態がその目的に沿わないことを伺わせるような主張も証拠もない（原告らが指摘するような歴史教科書の記載や朝鮮総聯との関連の疑いといった程度の指摘をもって、本件学校の運営の実態がその目的に沿わないものであると認めるることはできない）。実際、本件学校の生徒が、我が国的学生と文化活動や部活動を通じて交流したり、日本人教師による授業が行われたりしていることは、同様のとおりである。したがって、本件学校において、反日意識を醸成するような教育事業のみを行っているとすることができないことはもちろんであり、歴史教育の点の一部のみを捉えて、本件学校の教育事業全体が公益に沿わないものであるなどと断じることは到底できない。

また、原告らは、本件補助金が朝鮮総聯に渡っている可能性がある旨主張するが、前記(2)オのとおり、本件学校においては、本件補助金を上回る額の教材教具費が支出されているのであって、直ちには、本件補助金が朝鮮総聯に渡っているとすることもできない。

ウ　さらに、原告らは、本件決定に当たり、被告札幌市は、公益上の必要性を否定する事実についての調査を怠り、考慮すべき事由を考慮せず、判断

過程を誤ったなどと主張する。

この点について、まず、原告らは、平成21年度収支決算書の収入の部の「補助金」欄に66万1500円の齟齬があつたなどと主張するが、乙14及び弁論の全趣旨によれば、これは、本件学校オモニ会からの寄付金66万1500円を、本来「寄付金」の項目に計上すべきであったのに、誤って「補助金」の項目に計上したことによって生じたものであると認められる（証人[REDACTED]の証言中に、オモニ会からの寄付を否定するかの部分があるが、その証言自体、曖昧なものであるから、同証言をもって乙14の信用性を否定することはできない。）から、この点は公益上の必要性を否定するような事実ということはできない。

また、原告らは、平成17年度以降、苫小牧市からの補助金収入が計上されていない点を指摘するが、乙12、13の1・2によれば、苫小牧市の補助金の交付対象者は、本件学校の在学生個人であり、その全額が当該在学生の保護者に交付されていると認められるから、本件学校が苫小牧市からの補助金収入を計上していないとしても、何ら違法・不当なものではない。

その他、原告らは、被告札幌市は、本件決定以前に、本件学校における歴史教科書の内容を把握するための情報収集を怠った点などを指摘するが、前記イのとおり、本件学校における歴史教科書の内容等を考慮しても、本件補助金の支出について公益上の必要性が否定されるわけではないことからすると、被告札幌市長が、本件決定に当たり、この点の情報収集を行っていないかったとしても、考慮すべき事情を考慮しなかった判断過程の誤りがあるとはいえないであつて、裁量の逸脱又は濫用を認めることはできない。

以上によれば、原告らの主張はいずれも採用することはできず、本件決定及びこれに基づく本件補助金の支出が、地方自治法232条の2に違反

する違法なものであるということはできない。

4 まとめ

よって、本件決定の取消しを求める訴えは不適法であるから、これを却下し、  
地方自治法242条の2第1項4号本文に基づいて被告札幌市長に対し、本件  
法人に本件補助金に係る不当利得の返還を請求するように求める原告らの請求  
には、理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 石橋俊一

裁判官 松本真

裁判官 館洋一郎